

(3) 特別土地保有税に係る徴収猶予中の納税義務が免除となる要件の緩和
(特別土地保有税)

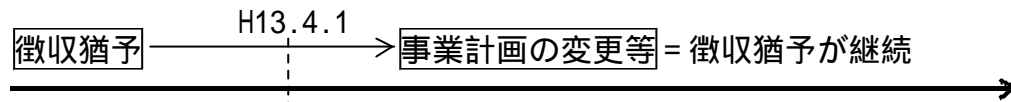
内 容

不動産に対する投資意欲の阻害要因を取り除くため、特別土地保有税に係る徴収猶予中の納税義務が免除となる要件について、以下の緩和措置を講ずる。

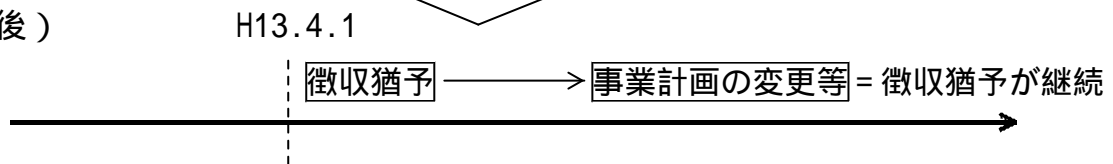
1. 事業計画の変更等の時点要件の撤廃

事業計画の変更等に係る徴収猶予の継続についての時点要件（平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る。）を撤廃し、平成13年4月2日以降に徴収猶予を受けている者についても、事業計画の変更等を行った場合において、徴収猶予が継続されるよう措置する。

(現行) この時点で徴収猶予を受けている者が対象



(改正後)

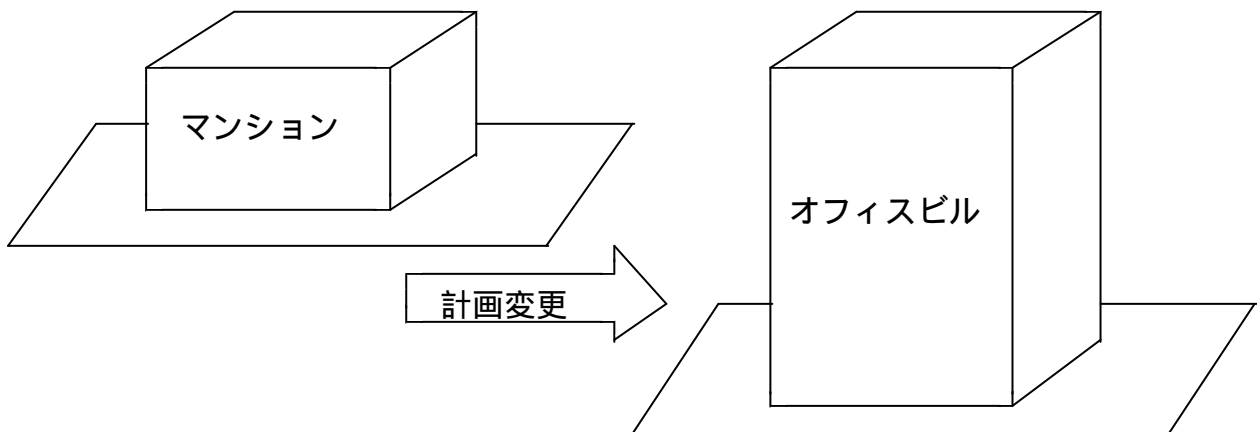


* 自ら事業計画の変更を行う場合だけでなく、譲渡して譲受者が事業を完成させる場合も同様。

2. 事業計画の変更等の対象範囲の拡大

事業計画の変更等の対象に現行の住宅等のみではなく、オフィスビル・店舗等を追加し、変更した計画に基づき当該オフィスビル等が整備された場合にも納税義務が免除されるよう措置する（非課税土地等の場合だけでなく、いわゆる「免除土地」も追加）。

(例) 事業計画の変更等の対象範囲の拡大



現 行： ×（オフィスビル・店舗等への計画変更は対象外）
納税義務が免除されず、これまでの猶予分が課税される。

改正後：

* 自ら事業計画の変更を行う場合だけでなく、譲渡して譲受者が事業を完成させる場合も同様。